

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 電気通信事業法の一部改正関係

(第一条関係)

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務を子会社に委託する場合、当該委託に係る業務に関し反競争的行為が行われないよう、当該業務の委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないこととする。

二 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から電気通信業務又はこれに付随する業務の委託を受けた子会社が反競争的行為を行っていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該委託を受けた子会社による反競争的行為を停止又は変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営等を行う専任の部門を置く等当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を

適正に管理し、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならないこととする。

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、一及び三の遵守のために講じた措置及びその実施状況を、総務大臣に報告しなければならないこととする。

五 その他規定の整備をすること。

第二 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

(第二条関係)

一 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、あらかじめ、必要な事項を総務大臣に届け出ることにより、その目的を達成するために必要な業務を営むことができることとする。

二 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、あらかじめ、必要な事項を総務大臣に届け出ることにより、地域電気通信業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができることとする。

三 その他規定の整備をすること。

第三 その他

(附則関係)

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。